

=平成 26 年度から村税の全期前納報奨金制度が廃止になります=

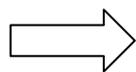
全期前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢や不安定な経済情勢の中で、納税意識の向上や税収の早期確保を目的に昭和 25 年に創設された制度ですが、皆様のご協力により自主納付が浸透するなど当初の目的が達成されたこと、また、本制度による納税者間の不公平感を解消する必要があることから、平成 26 年度から全期前納報奨金制度を廃止することとなりました。これまで、早期納税にご協力いただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。あわせて制度廃止へのご理解と今後とも納税期の納税にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※全期前納報奨金制度とは・・・固定資産税・村県民税を第 1 期の納期限までに年税額を一括で納付すると、読谷村から報奨金を交付する制度です。（実際には報奨金を差し引いて納税していただきました。）

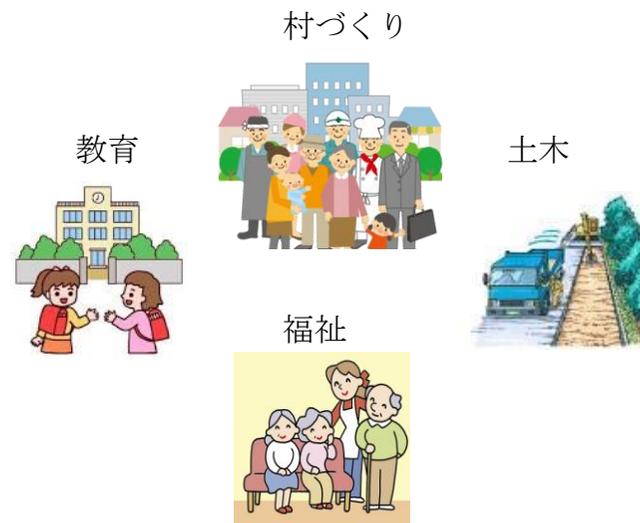
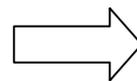
注) 平成 25 年 6 月読谷村議会定例会において、平成 26 年 4 月 1 日から廃止することに決まりました。

全期前納報奨金（直近 5 年）

年 度	金 額
平成 20 年度	19,216 千円
平成 21 年度	18,068 千円
平成 22 年度	21,292 千円
平成 23 年度	22,134 千円
平成 24 年度	20,523 千円



これまでは、納税者に報奨金として交付していましたが、制度の廃止により年間約 2,000 万円の一般財源が確保されます。



村づくりの貴重な財源として有効活用されることとなります。